

令和7年度 第1回 静岡市みどり審議会

日 時：令和8年3月19日（木）14：00～

場 所：静岡市役所静岡庁舎新館 17階 171会議室

次 第

1. 開 会

2. 開会挨拶

3. 議 案

第1号議案 静岡市みどり条例に基づく保存樹木の指定について

4. 報告事項

(1) 静岡市みどりの基本計画に係るアクションプログラムの作成について

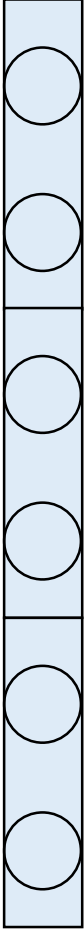
(2) 静岡市公園樹木管理指針（案）について

5. 閉 会

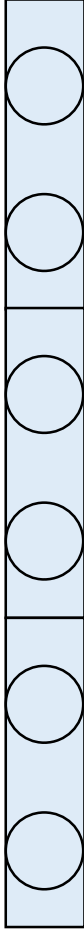
令和7年度 第1回 静岡市みどり審議会 令和8年3月19日

氏名	所属等	出欠
五十嵐 誠	一般社団法人 日本造園建設業協会 相談役	出席（対面）
大石 三郎	静岡市花と緑のまちづくり協議会 理事長	出席（対面）
川口 良子	合同会社デザイン・アープ 代表社員	出席（対面）
金原 篤子	市民委員	出席（対面）
熊谷 修孝	静岡県交通基盤部都市局公園緑地課 課長	出席（対面）
竹内 真一	東海大学海洋学部 教授	出席（対面）
伴野 栄二	市民委員	出席（対面）
永田 喜雅	静岡市農業協同組合 代表理事専務	出席（対面）
森 康博	一般社団法人静岡市造園緑化協会 会長	出席（対面）
守屋 司子	NPO法人静岡県環境カウンセラー協会 理事	出席（対面）
	出席（対面）	10名
	出席（オンライン）	0名
	欠席	0名
	計	10名

出入口



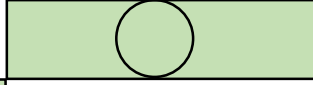
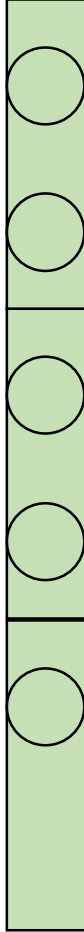
説明者



司会
 緑化政策
 担当部長
 緑地政策
 課長
 公園建設
 管理課長

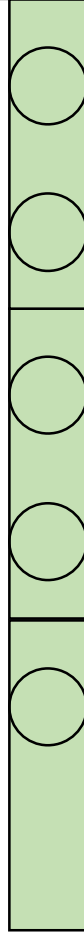
スクリーン

プロジェクタ



五十嵐委員
 大石委員
 川口委員
 金原委員
 熊谷委員

議長



竹内委員
 伴野委員
 永田委員
 森委員
 守屋委員



傍聴人席

静岡市みどり審議会に関する関係条例

○静岡市みどり条例（抜粋）

第5章 静岡市みどり審議会

（審議会の設置）

第26条 みどりの保全及び緑化の推進に関する重要事項について調査審議するため、静岡市みどり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の審議事項）

第27条 審議会は、この条例に規定するもののほか、市長の諮問に応じ、みどりの保全及び緑化の推進を図るために市長が必要であると認める事項について審議し、答申する。

（審議会の組織等）

第28条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）みどりの保全及び緑化の推進に関し学識経験を有する者

（2）緑化団体の代表者

（3）関係行政機関の職員

（4）市民

3 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

○静岡市みどり条例施行規則（抜粋）

第4章 静岡市みどり審議会

（審議会の委員）

第23条 条例第26条の静岡市みどり審議会（以下「審議会」という。）に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会の会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第24条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者、参考人等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、都市局都市計画部緑地政策課において処理する。

(運営事項等)

第26条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

令和7年度 第1回 静岡市みどり審議会

審議資料

日 時 : 令和8年3月19日(木) 午後2時00分

場 所 : 静岡市役所 静岡庁舎新館 17階 171会議室

目 次

審議案件

- 第1号議案 静岡市みどり条例に基づく保存樹林の指定について
・樹木-清 31（豊積神社）

第1号議案

静岡市みどり条例に基づく
保存樹木等の指定について

保存樹木等に関する関係条例

○静岡市みどり条例（抜粋）

（保存樹木等の指定）

第10条 市長は、基本理念にのっとり、生活環境の向上に資するみどりの保全及び緑化の推進を図るため、都市計画法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域の区域内（以下「都市計画区域内」という。）において、特に保存する必要があるものとして規則で定める基準に適合する樹木又は樹木の集団（以下「樹木等」という。）を、保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

2 略

3 市長は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ樹木等の所有者等の承諾を得るものとする

4 市長は、第1項又は第2項の規定により、保存樹木等の指定をしようとするときは、あらかじめ、第26条に規定する静岡市みどり審議会の意見を聴かなければならない。

5～6 略

（指定の除外）

第11条 前条の規定は、樹木等のうち他の法令の規定により既に保存が図られているものとして規則で定めるものについては、適用しない。

○静岡市みどり条例施行規則（抜粋）

（保存樹木等の指定基準）

第4条 条例第10条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

（1）樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、地域に親しまれ、その保存及び継承が重要と認められるもの

ア1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上あるもの

イ樹高が15メートル以上あるもの

ウ株立ちした樹木で、高さが3メートル以上あるもの

エはん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上あるもの

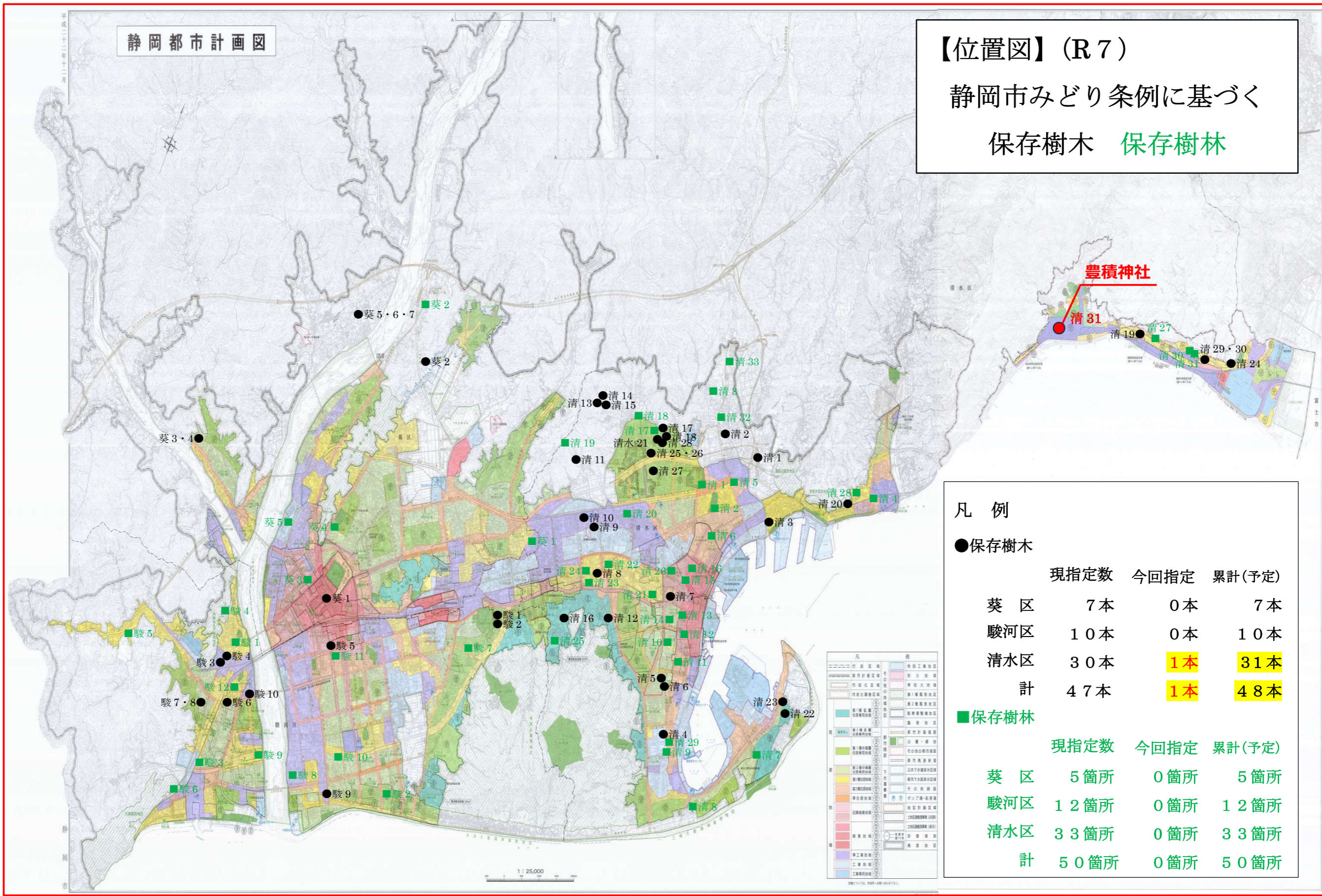
（2）樹木の集団については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、地域に親しまれ、その保存及び継承が重要と認められるもの

ア樹木の集団の存する土地の面積が500平方メートル以上であるもの

イ生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが30メートル以上あるもの

静岡都市計画図

【位置図】(R7)
静岡市みどり条例に基づく
保存樹木 保存樹林



凡例

	現指定数	今回指定	累計(予定)
●保存樹木			
葵区	7本	0本	7本
駿河区	10本	0本	10本
清水区	30本	1本	31本
計	47本	1本	48本
■保存樹林			
	現指定数	今回指定	累計(予定)
葵区	5箇所	0箇所	5箇所
駿河区	12箇所	0箇所	12箇所
清水区	33箇所	0箇所	33箇所
計	50箇所	0箇所	50箇所

樹木・清第 31 号 豊積神社

1. 樹木等の情報

指定種別	樹木
指定番号	清 31
樹種	イチヨウ
推定樹齢	300 年
樹高	20m
幹の周囲	8.7m
育成状況	良好
植栽環境	良好
所在地	清水区由比町屋原 185
現況	豊積神社
用途地域	準工業地域

2. 申請者

肩書	豊積神社氏子総代代表
氏名	■■■■■■■■■■
住所	*****
電話番号	*****

3. 推薦者

自治会名	由比町屋原自治会
職・氏名	会長 西澤 正人

4. 特記事項

なし

5. 保存樹木等の指定基準（静岡市みどり条例第 4 条）※いずれかに該当すること

ア. 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.5m 以上あるもの	○
イ. 樹高が 15m 以上あるもの	○
ウ. 株立ちした樹木で、高さが 3m 以上あるもの	○
エ. はん登性樹木で、枝葉の面積が 30 m ² 以上あるもの	

6. 指定の除外に関すること

文化財保護法による指定または仮指定を受けていない	○
森林法による指定を受けた保安林に属さない	○
自然公園法の区域内ではない	○
樹木保存法（都市の美観・・・）による指定を受けていない	○
景観法及び景観条例による指定を受けていない	○
国または地方公共団体による所有または管理ではない	○

7. 位置図



8. 現況写真

出典 国土地理院

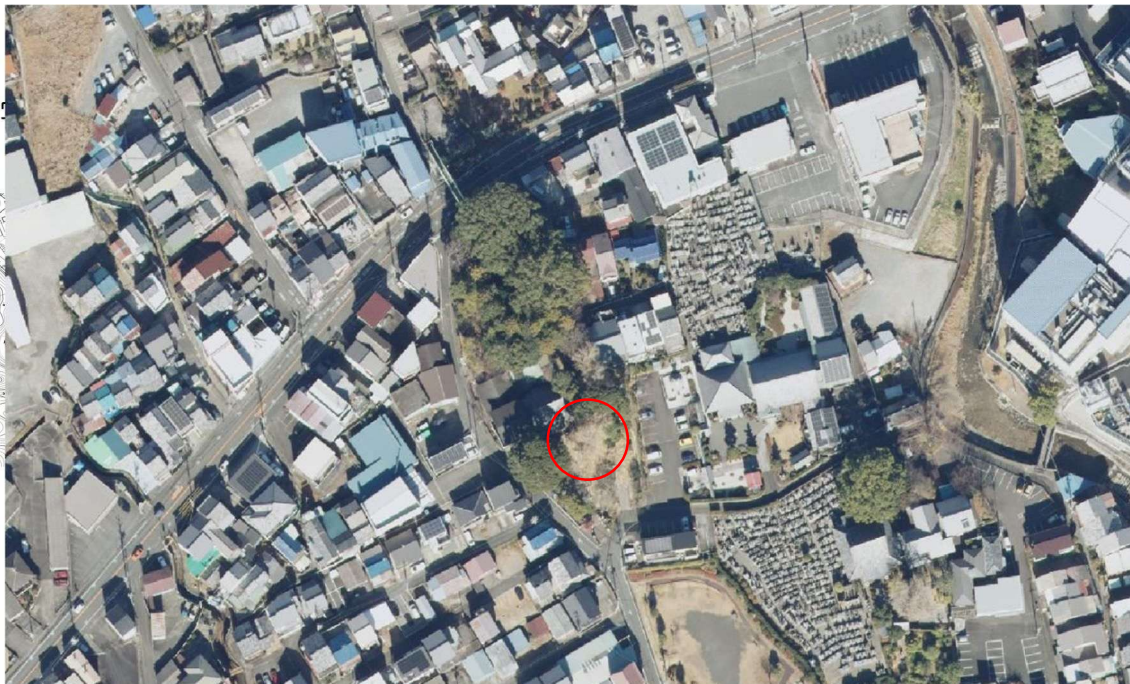
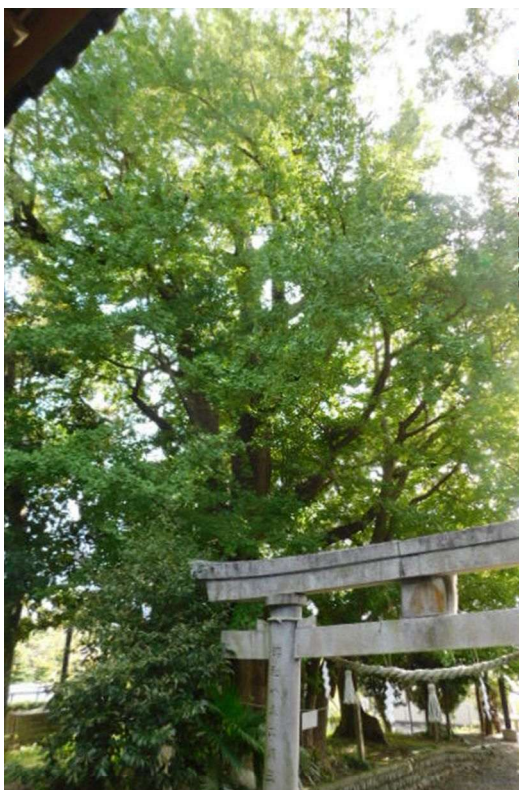
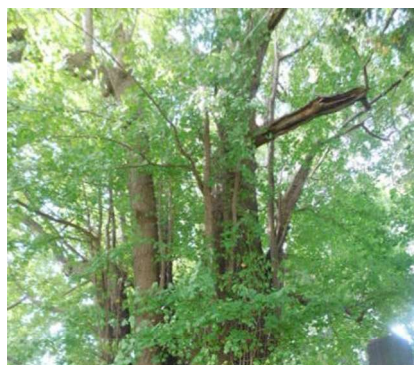


写真 北西側より



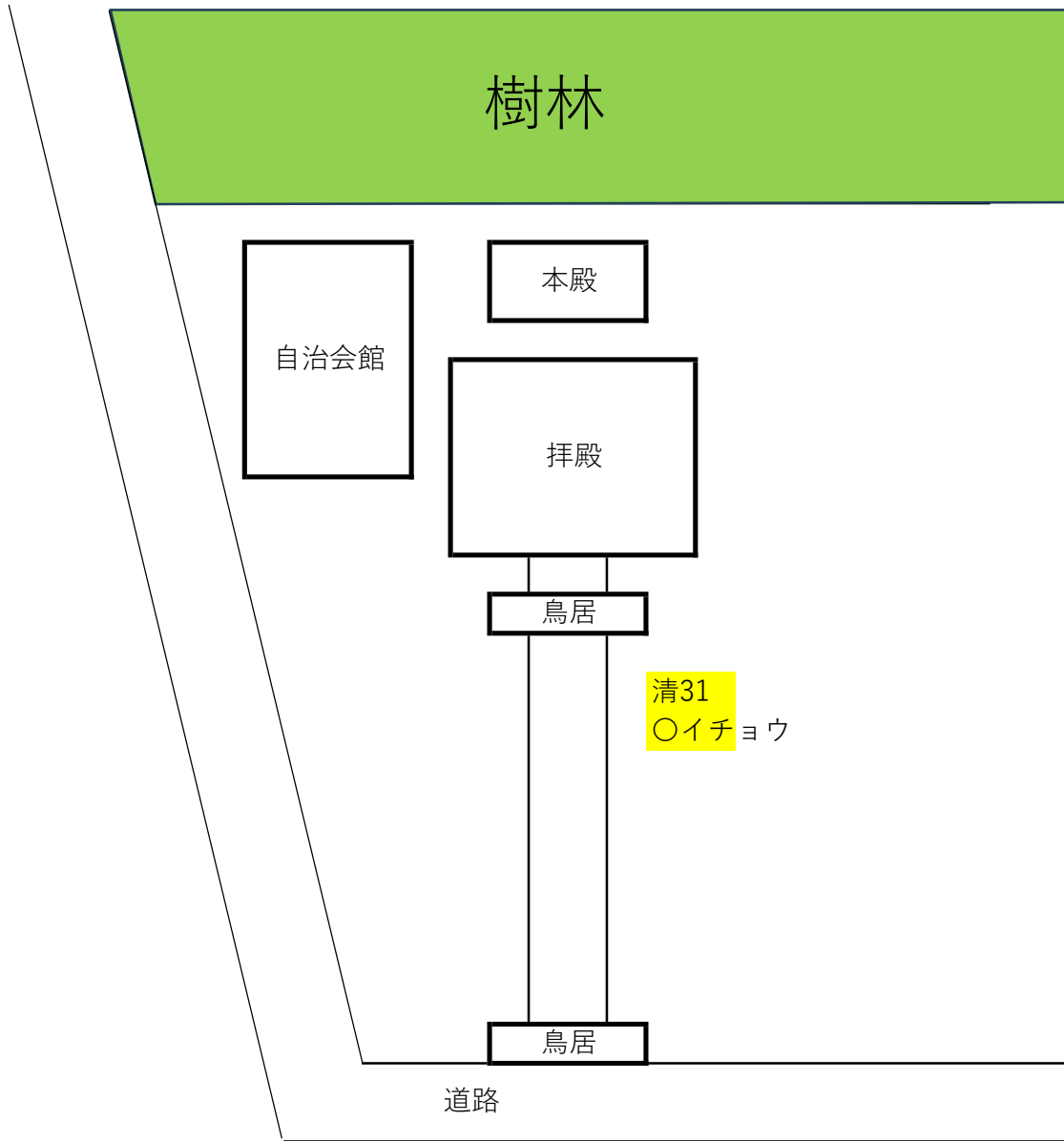
南西側より



南西側より（根本付近）



豊積神社略図



●保存樹木一覽

R7.4.1現在

区	指定番号	所在地名称	所在地	樹種
葵区	1	民間施設	葵区追手町	メタセコイア
	2	大御戸神社	葵区有永	タマノキ
	3	羽鳥浅間神社	葵区羽鳥本町	クスノキ
	4	羽鳥浅間神社	葵区羽鳥本町	クスノキ
	5	熊野神社	葵区安倍口新田	イチヨウ
	6	熊野神社	葵区安倍口新田	イチヨウ
	7	熊野神社	葵区安倍口新田	クスノキ
駿河区	1	廣野神社	駿河区国吉田五丁目	クスノキ
	2	廣野神社	駿河区国吉田五丁目	クスノキ
	3	白髭神社	駿河区手越原	クスノキ
	4	白髭神社	駿河区手越原	クスノキ
	5	個人	駿河区稲川一丁目	ソメイヨシノ
	6	上川原神社	駿河区上川原	クスノキ
	7	寺田八幡神社	駿河区寺田	クスノキ
	8	寺田八幡神社	駿河区寺田	クスノキ
	9	稻荷神社	駿河区西脇	クスノキ
	10	須賀神社	駿河区東新田一丁目	クスノキ
清水区	1	松雲寺	清水区尾羽	カシ
	2	個人	清水区庵原町	ヤマモモ
	3	民間施設	清水区横砂南町	クロマツ
	4	海長寺	清水区村松	クスノキ
	5	村松原稻荷神社	清水区村松二丁目	クスノキ
	6	村松原稻荷神社	清水区村松二丁目	クスノキ
	7	八幡神社	清水区入江南町	イチヨウ
	8	上原子安地蔵尊	清水区上原	イヌマキ
	9	若宮八幡宮	清水区堀込	クスノキ
	10	佐口神社	清水区長崎新田	クスノキ
	11	大内浅間神社	清水区大内	クスノキ
	12	民間施設	清水区有東坂	シイ
	13	柏尾熊野神社	清水区柏尾	シイ
	14	柏尾熊野神社	清水区柏尾	シイ
	15	柏尾熊野神社	清水区柏尾	シイ
	16	首塚稻荷神社	清水区草薙	クスノキ
	17	関田神社	清水区山原	クスノキ
	18	関田神社	清水区山原	クスノキ
	19	関口神社	清水区蒲原堰沢	シイノキ
	20	耀海寺	清水区興津本町	クスノキ
	21	個人	清水区蜂ヶ谷	ベにふじ
	22	伯良神社	清水区三保	クスノキ
	23	佐久神社	清水区三保	たぶ
	24	諏訪神社	清水区蒲原一丁目	シイノキ
	25	沖の森神社	清水区石川	クスノキ
	26	沖の森神社	清水区石川	エノキ
	27	白髭神社	清水区石川本町	クスノキ
	28	関田神社	清水区山原	ダイオウショウ
	29	八坂神社	清水区蒲原二丁目	ソメイヨシノ
	30	八坂神社	清水区蒲原二丁目	ソメイヨシノ

葵区指定樹木	7
駿河区指定樹木	10
清水区指定樹木	30
計	47

●保存樹林一覧

R7.4.1現在

区	指定番号	所在地名称	所在地	樹種
葵区	1	八幡神社	葵区瀬名川三丁目	クスノキ他
	2	三輪神社	葵区下	スギ・クスノキ他
	3	神明宮	葵区屋形町	クスノキ他
	4	若宮八幡宮	葵区浅間町	クスノキ他
	5	神明宮	葵区神明町	イチヨウ他
駿河区	1	少将井神社	駿河区手越字御所	クスノキ・イチヨウ
	2	宮竹神社	駿河区高松	モチノキ他
	3	八坂神社	駿河区広野二丁目	クスノキ他
	4	向敷地神明宮神社	駿河区向敷地	クスノキ・イチヨウ他
	5	八幡神社	駿河区丸子	タブノキ他
	6	用宗浅間神社	駿河区用宗	クスノキ他
	7	聖一色浅間神社	駿河区聖一色	モチ・シイ・スギ他
	8	中島神社	駿河区中島	マツ他
	9	天満宮	駿河区下川原	クスノキ他
	10	渡神社	駿河区西島	クスノキ他
	11	津島神社	駿河区馬淵三丁目	クスノキ・イチヨウ他4種
	12	神明宮	駿河区丸子新田	エノキ・イチヨウ他5種
清水区	1	八坂神社	清水区八坂北	シイ・ヒノキ・クスノキ他5種
	2	鹿島神社	清水区西久保	シイ・クスノキ他4種
	3	豊由気神社	清水区庵原町	ケヤキ・クスノキ
	4	宗像神社	清水区興津中町	クロマツ他3種
	5	神明宮	清水区袖師町	クスノキ・シイ・モチ・イシガシ
	6	矢倉神社	清水区矢倉町	クスノキ・シイ
	7	御穂神社	清水区三保	クロマツ・クスノキ
	8	瀬織戸神社	清水区折戸一丁目	クロマツ
	9	三沢八幡神社	清水区宮加三	クロマツ他3種
	10	稻荷神社	清水区岡町	クスノキ
	11	美濃輪稻荷神社	清水区美濃輪町	クスノキ・イチヨウ・エノキ
	12	水神社	清水区富士見町	クロマツ他3種
	13	八雲神社	清水区上一丁目	クロマツ他3種
	14	上清水八幡神社	清水区上清水町	クスノキ
	15	魚町稻荷神社	清水区江尻町	クスノキ
	16	小芝八幡宮	清水区小芝町	クスノキ・ケヤキ
	17	蜂ヶ谷八幡宮	清水区蜂ヶ谷	シイ
	18	梅ヶ谷神社	清水区梅ヶ谷	カシ他5種
	19	霊山寺	清水区大内	シイ・コウヤマキ・スギ
	20	能島神社	清水区能島	シイ
	21	文珠稻荷神社	清水区桜橋	クスノキ他
	22	吉川八幡神社	清水区吉川	シイ・クスノキ他4種
	23	千手寺	清水区上原二丁目	シイ・クスノキ・ヒノキ・モチ他7種
	24	七ツ新屋八幡宮	清水区七ツ新屋	クスノキ・シイ
	25	草薙神社	清水区草薙	クスノキ・ヒノキ・マツ・スギ他
	26	白髭神社	清水区入江一丁目	クスノキ他
	27	八幡神社	清水区蒲原中	ブナ他
	28	個人	清水区興津中町	クスノキ他
	29	村松神社	清水区村松	クスノキ他
	30	和歌宮神社	清水区蒲原三丁目	ケヤキ・サクラ他9種
	31	若宮神社	清水区蒲原三丁目	ヒノキ・サクラ他4種
	32	砥鹿神社	清水区原	シイ他4種
	33	須賀神社	清水区原	シイ・スギ他5種

葵区指定樹林	5
駿河区指定樹林	12
清水区指定樹林	33
計	50

保存樹木・保存樹林の地域別の指定の経緯

年度	樹 木					樹 林				
	葵区	駿河区	清水区			葵区	駿河区	清水区		
			旧清水市	旧由比町	旧蒲原町			旧清水市	旧由比町	旧蒲原町
平成27年度	2	4	19		1		1	26		1
平成28年度			3			1	1	1		
平成29年度	5	4	3		1	2	2	1		
平成30年度							3			
令和元年度										
令和2年度		1	1			1	1			
令和3年度						1	2			
令和4年度										
令和5年度							2	2		2
令和6年度		1			2					
計	7	10	26	0	4	5	12	30	0	3
				樹木合計	47				樹林合計	50